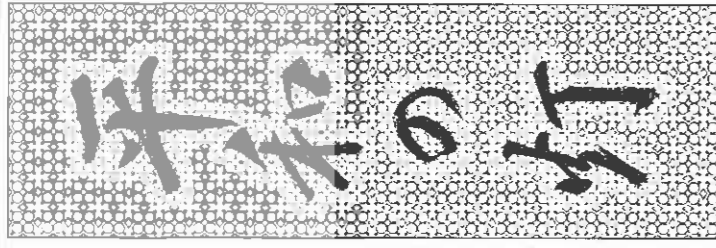


憲法は国家権力から国民を守るもの



題字 津留暁尚
 戦没者追悼と 平和の会発行
 〒849-0112 佐賀県三豊郡みやま町江口7561
 塩川総合企画街内 塩川正隆 発行責任者 塩川正隆
 電話 0942-89-5135 FAX 89-9281
 e-mail:senbo-peas@senbotousya.com http://www.senbotousya.com

憲法改正に警鐘

先の衆院選における自民党の歴史的な大勝、それに伴う安倍晋三氏の首相就任により、憲法改正が現実味を帯びてきました。憲法改正には、主権者である国民の承認が必要です(日本国憲法96条1項前段)。しかし、国民は、憲法について本当に理解しているといえるのでしょうか。いざ憲法改正案が国会で発議されてしまえば、国民投票法(これも、第一次安倍内閣で成立した、極めて問題のある法律です)第7節の規制により、憲法に関する意見表明ができなくなるおそれがあり、手遅れとなりかねません。憲法を考えるのは今しかありません。今一度、憲法本来の精神に立ち返ってみたいと思います。

1. 憲法とは何か — 憲法とは、国家を縛るもの —

そもそも、憲法とは何でしょうか。法律とどこが違うのでしょうか。憲法は、国家にとっての法律です。国民は法律に従わなければならないませんが、国家は憲法に従わなければならない。このことを端的に示す条文が憲法98条1項であり、憲法に反する法律は無効となります。たとえば「はりつけ(磔)」のような残虐な刑罰を科すことを可能とする刑事訴訟法の改正は、残虐な刑罰を禁止する36条に反し、無効となります。また、憲法に反する「国務に関するその他の行為」も無効となります(同項)。このように、憲法とは、国家を制限

2. 人が自由であるために — 自然権と社会契約説、立憲的意味の憲法 —

するものであって、国民を制限するものではありません。では、憲法は、なぜ国家を制限するのでしょうか。国家、ひいては国民の利益が損なわれることになりかねないのではないのでしょうか。この疑問に答えるためには、憲法の歴史から振り返る必要があります。人は生まれながらにして自由です。自由は誰からも与えられるものではありません。このことは、人類が地球上に現れた直後であれ、現在であれ変わりません。この、自由をはじ

めとした、人が生まれながらにして持つ権利を、「自然権」といいます。

人は、一人では生きていけません。そこで人は、国家を創り、自ら人が人として自由に生きることができるように、自然権を託しました。すなわち、国家とは、人が人として自由に生きるために創造されたものと考えることができます。このような考え方を「社会契約説」といいます。社会契約説においては、国家が権力を有することの根拠は国民の自然権の実現に求められます。したがって、これに反する行為は制限されることとなります。換言すれば、自然権侵害につながる権力行使を制限することによって、国民の自然権を保障しているといえます。

3. 日本国憲法 (1)日本国憲法は、国家の権力を制限することにより、人権を実現する「立憲的意味の憲法」

日本国憲法では、11条において、すべての国民が基本的人権を有することを宣言しています。そして、12条以下、98条1項の条文中で個別的な権利を列挙し、98条1項によって憲法に反する法律等を無効としています。したがって、条文中にて規定する人権を実現するため国家の権

力に制限しているといえますから、典型的な立憲的意味の憲法といえます。 (2)人権保障と「公共の福祉」 日本国憲法は、信教の自由(20条1項前段)、表現の自由(21条1項)、職業選択の自由(22条1項)、学問の自由(23条)等、多くの人権を個別的に保障しています。また、プライバシー権など、時代の変化に応じた新しい権利をも保障するための包括的な規定としても機能する13条後段(幸福追求権)、差別を禁じた14条1項(法の下での平等)も存在します。さらには、戦前のいわゆる特別高等警察による検束、拷問などの負の経験を踏まえ、31条以下に人身の自由について極めて細かく規定されています。

しかし、権利保障が手厚くなれば、困ることもあるかもしれません。例えば、生存権(25条1項)を理由に、全ての国民が働かなければならぬという場合、憲法は、そのような場合に備え「公共の福祉」という調整原理を用意しています。公共の福祉とは、憲法学者の芦部信喜氏によれば「人権相互の矛盾衝突を調整する実質的公平の原理」と定義されます。分かりやすくいえば、人権と人権とが衝突する場合は、「公共の福祉」を理由

とした制限が許される、ということになります。先ほどの例でいえば、全ての国民が働かなければ、働く国民の権利が実現されないことは明らかですから、その場合は生存権の保障が必要範囲で制限される、ということになります。 このように、人権保障にも「公共の福祉」という調整原理がある以上、時代の変化により他の人権との関係で制限が必要であれば、必要な範囲で法律により制限が可能となります。そして、その制限が必要な範囲内のものであるかどうかを、最高裁判所が判断します(81条)。したがって、人権保障が手厚すぎて弊害が生じているから、憲法を改正する必要があるという論法は成り立ちません。弊害があれば制限は可能なのです。

このように、人権保障にも「公共の福祉」という調整原理がある以上、時代の変化により他の人権との関係で制限が必要であれば、必要な範囲で法律により制限が可能となります。そして、その制限が必要な範囲内のものであるかどうかを、最高裁判所が判断します(81条)。したがって、人権保障が手厚すぎて弊害が生じているから、憲法を改正する必要があるという論法は成り立ちません。弊害があれば制限は可能なのです。

(3)その他 日本国憲法は、国家の権力を制限することによって、国民の人権を保障するものです。国家の側からみれば、端的に言つて、非常にやつかいな代物です。そこで、国家がこれがないがしろにすることがないように、99条において、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」について、憲法を尊重し擁護する義務を負わせました。国民は保護の対象であつて、憲法を守る義務など課

せられていないということがお分かりいただけるでしょう。憲法を守る義務があるのは公務員なのです。

4. 改正案項(96条)の変更による憲法の破壊

(1)立憲主義と硬性憲法

法律の改正は、出席議員の過半数の賛成で行うことができます(59条1項、56条)。一方、憲法の改正は、衆議院・参議院それぞれにおいて、総議員の3分の2以上の賛成による発議、かつ国民の過半数の承認が必要とされており、法律よりも厳格な要件が求められています。このように、法律よりも改正が難しい憲法を「硬性憲法」といいます。 憲法は、憲法に反する法律の制定を制限することによって人権を保障します。ところが、法律と同様の手続きによつて変更が可能であれば、法律と一緒に憲法も変更してしまえば良いのですから、憲法は骨抜きとなつてしまっています。したがって、硬性憲法であることは、憲法の立憲的性格上必須のものであるともいえます。

(2)改正要件の緩和は憲法の破壊に他ならない

安倍総理大臣が憲法改正論者であることは周知のことですが、返り咲きを果たし一転し

て現実路線をとり始めた彼は、憲法についてもまずは改正案項(96条)から改正すると新たな主張を始めました。総理大臣が憲法改正に触れること自体が非常に疑問ですが、これには、橋下日本維新の会共同代表らのいわゆる改憲派のみではなく、与党、さらには野党の議員すら同調する向きがあります。

彼らの思惑はともかくとして、硬性憲法であることは、憲法の立憲的性格上必須のものである以上、改正手続きを容易にすることは、憲法の人権保障機能を骨抜きにしまうことに他なりません。すなわち、憲法の「破壊」です。

そもそも、時代の変化に応じた改正が本当に必要だということであれば、どの条文をどのように改正するのか明示し、議論し、96条に沿つて正々堂々と国民に信を問ふはいいのです。それをすることなく、「国民に提案される前での手続きを余りに厳格にするのは、国民が憲法について意思を表明する機会が狭められることになり、かえつて主権者である国民の意思を反映しない」(自民党憲法改正草案Q&Aより)などと、わかつたのかわかないような説明で改正案項のみを改正しようとするのは、国民を馬鹿にしているのではないかというがありません。

5. 終わりに

先ほど、人は生まれながらにして自然権を持ち、このことは、人類が地球上に現れた直後であれ現在であれ変わらない、と述べました。そして、これらの権利は、当初より保障されていたわけではなく、先人達が「過去幾多の試練に堪へ」ながら、「多年にわたる自由獲得の努力の成果」として具現化してきたものです。 その内容と成立過程から、歴史上の奇跡とも言われる日本国憲法は、あろうことか、縛られる側である国家自身によつて、今まさに破壊されようとしています。 子や孫に、再び同じ道を歩ませないために、私たち国民は「不断の努力によつて、これを保持しなければ」なりません。



戦後67年にして戦没者によりやく灯りがともろうとしている。民主党政権のとき、戦没者関連予算を大幅に増やし、「最後の一体まで収容するのが国の責務」と戦没者収容にあたる首相の決意を表明した。そして早速、福島(東京都)の年次計画を立て実績をあげている。沖縄県では米満市庁舎に情報センターを設置、専門員を置き、ボランティアの協力を得ながら、戦争の傷跡がいまも残る県内の全ての壕の調査を行うこととなった。 これは、37年間戦没者収容に携わってきた私にとってはほのかな灯りだ。 しかし、また海外には100万人以上の戦没者が放置され、悲惨な状況にある。幸いにして収容され、帰国できた遺体も身元不明者は、国立千鳥ヶ淵墓苑に仮安置のままで埋葬さえされていない。日本には戦没者の扱いについての法律がないからだ。昨年11月、日本弁護士連合会が戦没者の置かれている現状を6年がかりのボランティア活動でとりまとめ「意見書」として日本政府に提出した。ものをいわない戦没者の声を代弁している。「戦没者に対し尊崇の念をもつて接している」と言われている国会議員の皆さん。戦没者の現状を理解し、言葉でなく行動に移していただきたい。(M・S)

「日本弁護士連合会」が日本政府に意見書

戦没者の扱いに対する改善と法制化を求める

当会は2006年10月、「日本弁護士連合会」に日本政府の戦没者に対する扱いが人権侵害の疑いがあるとして救済申し立てを行った

法制化を求める「意見書」

「日本弁護士連合会」から日本文は当会ホームページに掲載します。なお、全書「趣旨」について

日本土以外の戦闘地域・抑留地域における戦没者の遺体・遺骨の捜索・発見・収容等の扱いに

前世紀において人類は人の一生にも満たない期間において、「二度にわたり世界の人々に「言語に絶する悲

害であり、人類が最も恐むべき苦患である。日本国民は、旧政府

平和主義と個人の尊厳

6年にわたる調査 戦争こそ最大の人权侵害



個人の人権にふさわしい扱いを施しているか

「意見」が提出されました

「意見」が提出されました

「意見」が提出されました

厚生労働省に改善申し入れ

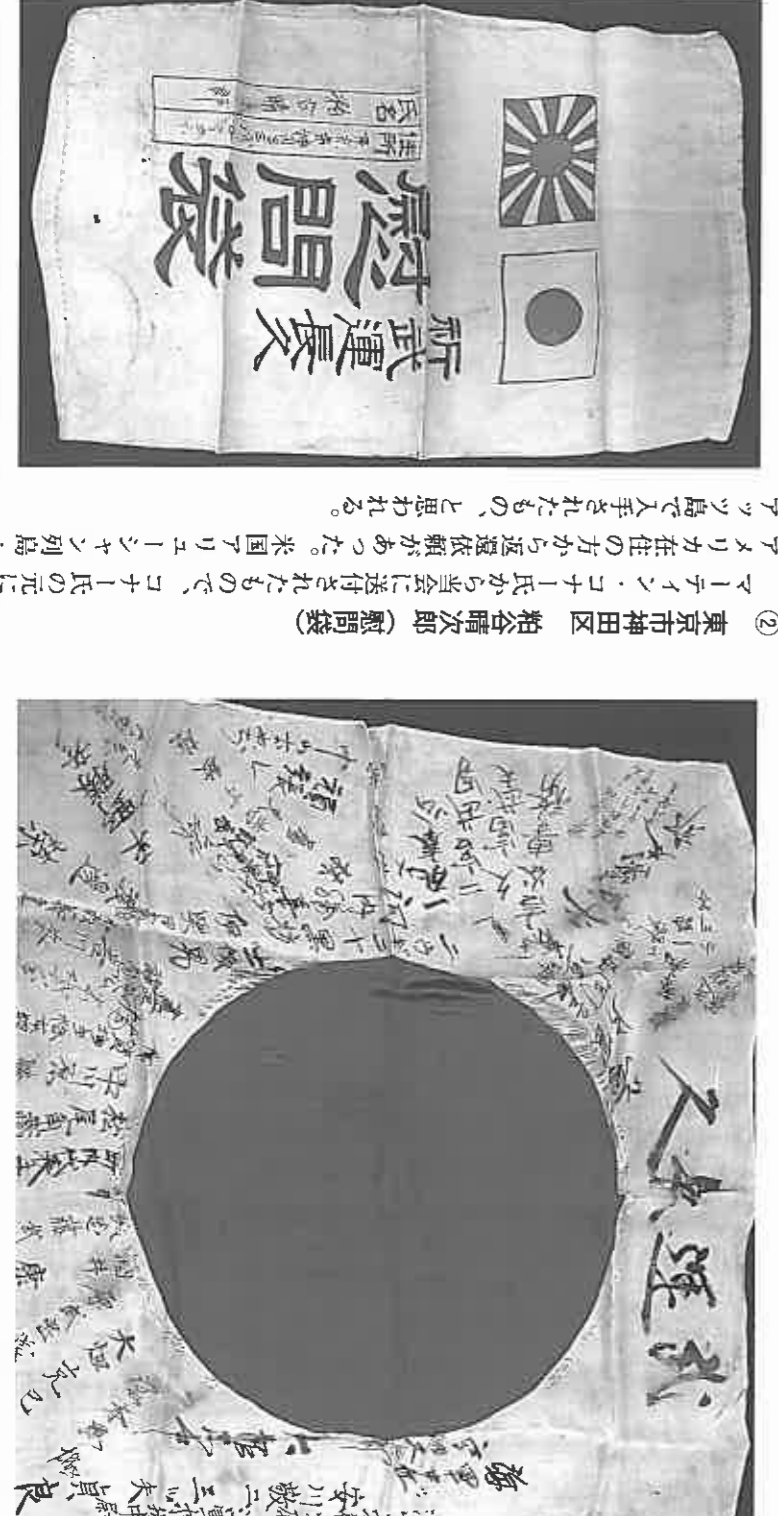
(12月20日・1月30日)

日、担当している厚生労働省に申し入れた内容を掲載。

厚生労働省(日章旗)

米国から持ち主捜し

米ニューヨーク州・シラキュース在住のマイティン・コナー氏から



東京市神田区 粕谷晴次郎 (顧問袋)



厚生労働省(日章旗)

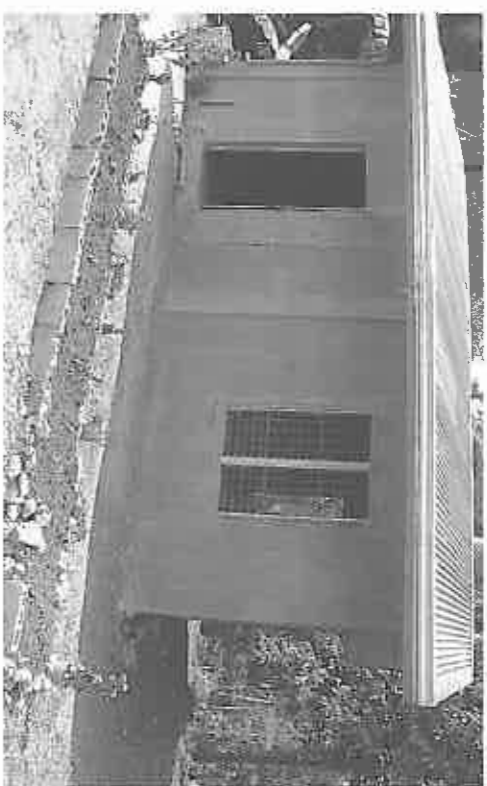
厚生労働省(日章旗)

日比友好親善活動進捗



カレーを食べる児童たち

日本式のカレーライス で児童と落成祝賀



完成した教室

レイン島カトバカン 小学校教室寄贈

レイテ戦でカンギボット山に立てこもった日本兵

率いる連合国軍は、フィリピン・レイテ島を占領していた日本軍に壊滅的打撃を与え、上陸しました。日本軍は奮意を目指し、フィリピン内の各部隊に同年12月、レイテ島への上陸支援を命じましたが、連合国軍の待ち伏せ攻撃に遭い、者の着のまま上陸するのが精一杯でした。上陸後は武器もなく敗走を重ね、司令官は小舟でセブ島に脱出(途中米軍の攻撃を受けて戦死)、各部隊はばらばらになり、島中央部のカンギボット山集結が命じられました。カンギボット山に

は当初(1945年3月頃)2万人ともいわれる敗残日本兵がいましたが、半年後の1945年9月、当会前理事長・永田勝美氏(故人)が山を降りる頃は一人になっていたということでした(永田氏の著作「かたりべ」より)。その間生き延びるためとはいえ、誰もいなくなつたカンギボット山周辺の民家に忍び込み、食料などを盗んで生きながらえてきたことを水田氏は述べました。

今回、教室を寄贈したカトバカン小学校は山の麓にあり、これまで、当会が学用品や医薬品などを贈り、日比友好親善を図ってきたところでです。

教室の落成式で、子どもたちが1昨年の東日本大震災に心を痛めてくれていたと聞き、お礼の気持ちを含めて、100人の児童と教職員、



調理する理事長

募金のお礼とお願い

2012年8月以降多くの方々から募金が寄せられましたのでご紹介いたします。ありがとうございます。当会の運営は会員の会費と募金でボランティアを行っています。今後とも宜しくお願いします。(敬称略)

募金者一覧

- 憲子 佳平 高聡 子惠 紗憲
- 和倫 千孝 一 夏那 雅理 一
- 田辺 山藤 木斐 光山 園依
- 藤渡 高今 梨子 甲森 土満 西
- 子美 大薫 行志 子彦 子徳
- 清春 和隆 正博 静順 昭
- 瀬木 本田 山木 原 荆 田 田
- 弘正 松牟 村 八柳 弓吉 米
- 子一 ミサ子 子忠 巴 幸 堯
- 粹英 サツミ 雅愉 法克 知 堯
- 中中 崎屋 澤 嶋 西 口
- 田田 津留 出寺 中中 橋 原
- 之之 同子 郎 夫 次 子 尚 晴
- 伸智 佳恵 瑠璃 一 郎 夫 次 子 尚 晴
- 安原 本木 家田 橋 橋 林 田
- 末普 杉鈴 普高 高 高 高 武
- 郎要 也子 聡 隆 彦 央 太 矢
- 太智 淳 正 靖 知 良 麻
- 口田 松間 川 川 村 坂 田
- 坂坂 貫座 塩 塩 島 下 白 高
- 城美 代子 樹 通 夫 泰 介 子 行
- 金子 野野 戸 藤 賀 賀 賀 我
- 槻金 河野 神 九 州 日 商 興 業 株 式 有 限 公 司
- 介助 キ博 志 二 趙 子 光 子
- 大格 エ彰 高 元 宣 忠 輝
- 嶮山 生馬 福 下 関 谷 井 田
- 赤秋 浅有 今岩 譜 戎 大 沖

後記

政権が代わり、憲法改憲 国防軍 面でもふれたが、「日本国憲法は国民権などキチキチいっしょに始めた。家権から国民を守るためにある」太平洋戦争で戦争の早期終結と平和を日本にすることを願って亡くなった。悲惨な戦争を経験させない道なき戦役者の事を思うと戦争に直結する活動が当会に求められている。1

7月1日(月)

7月1日(月) 午後1時集合、午後3時発(二泊) 福岡空港国際線7イリ ビン航空カウンター タクロバン(タクロバ

8月30日(日)

8月30日(日) 7月7日(日)7泊8日 カンギボット山「世界 慰霊公園追悼式典」

日程(予定)

日程(予定) 平成25年6月30日(日)から 7月4日(木) オルモック午前8時発、

7月3日(水)

7月3日(水) 16万円プラス空港税 費用は参加人数により 変更することがあり

7月6日(土)

7月6日(土) タクロバン(レイテ島) 午後2時観光・買い物

7月7日(日)

7月7日(日) タクロバン・オルモック 用品調達(オルモック泊) 午後2時30分到着解散

7月20日(水)

7月20日(水) タクロバン(レイテ島) 午後2時観光・買い物

7月31日(日)

7月31日(日) 平成25年5月31日 締切り

会員募集のお願い・新会員紹介

当会は、2002年設 体験者が相次いで亡くな りました。戦争体験者 にと孫の3世代で構成 していきいます。会員の皆様 月が経過し、会員の戦争 継続していかねばならぬ 方を紹介いただければ 幸いです。

参加者募集

第18回日比合同追悼式典への

